

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和3年5月20日 12時30分ごろ
発生場所	千葉県銚子港北北東方沖 銚子港東防波堤川口灯台から真方位014° 1.1海里付近 (概位 北緯35° 46.2' 東経140° 52.0')
事故の概要	プレジャーボート第3松風 ^{まつかぜ} は、漂流中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	令和3年6月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第3松風、5トン未満（長さ6.60m） 232-11183千葉、個人所有 ディーゼル機関（船内外機）、4サイクル、出力88.30kW、回 転数毎分3,100、6気筒、ボア92.015mm、使用燃料軽油、 昭和60年3月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損、ユニバーサルジョイントに折損、軸受、ベローズ等に 破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、各自が救命胴衣 を着用し、主機を中立運転として釣りをしながら漂流中、突然主機が 停止した。 船長は、機関室を確認したところ、ユニバーサルジョイント（以下 「本件ジョイント」という。）が折損してベローズを破損し、海水が 同破損部から浸入して機関室に浸水していることを認めた。 本船は、船長が航行を諦めて118番通報を行った後、排水作業を 行っていたところ、来援した巡視艇に両人とも救助され、同巡視艇に 横抱きされて付近の岸壁に着岸した。 船長は、本船を令和2年10月に中古で購入し、令和3年1月に自 身でベローズを交換した際、目視により本件ジョイントに異状がない ことを確認していたが、新造時からの機器等の整備記録が存在してお らず、これまで正常に運転できていたので本件ジョイントの整備を行 ったことがなかった。
分析	本船は、主機を中立運転として漂流中、本件ジョイントが折損して ベローズを破損したことから、主機の運転ができなくなり、海水が同 破損部から浸入して機関室に浸水したものと考えられる。

	<p>本件ジョイントは、経年劣化により折損した可能性があると考えられるが、本船に整備記録が存在しておらず、折損に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が主機を中立運転として漂泊中、本件ジョイントが折損してベローズを破損したため、主機の運転ができなくなり、海水が同破損部から浸入して機関室に浸水したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、船舶を中古で購入した場合、機関修理業者等に依頼して機関関係の点検を行うとともに、不具合箇所等を十分に整備してから航行すること。